

起因物、事故の型：炉、窯 - 高温・低温物との接触の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	14～15	800t鑄造機の保持炉において、材料の交換の為、鉄坩堝の交換作業中に、鉄坩堝内での溶解途中でアルミ溶湯が一部飛び散ってしまい、保持炉そばで清掃を行っていた作業者にアルミ溶湯が付着してしまい、火傷を負ってしまった。	31	11102	50～99
1	14～15	本社に於いて、濾過機を加熱殺菌する為、ホースで70～80℃のお湯を砂糖溶解槽へ溜めていた。ホースを固定するカムロックのレバーを締め直そうとした時、誤って必要以上に固定金具が緩んでしまい、カンとホースが外れ、右顔面に湯がかかり、額・頬・唇に火傷を負った。	48	10105	10～29
1	20～21	セールスで飲茶スチーマーを使用していて、スチーマーを開けたとき、蒸気により右腕を火傷した。	19	80209	—
2	17～18	本社工場内において、ワカメカット作業中、フレッシュワカメカット作業からボイルワカメカットに切り替えるため、刃を外し洗浄作業を行う。刃の清掃作業が終了し、次の作業のための刃を取り付ける。刃を取り付けた後、若布の残骸に気づき機械に手を入れ左人差し指を切断する。（安全カバーのセンサーが不具合を起こしていた。）被災者は、刃を取り付けたことを忘れていた。また通常はスイッチを入れた状態で手を入れると、安全カバーが外れた状態では作動はしない。	49	170101	100～299
2	17～18	朝食の対応中にコーヒーの出し終えた粉を捨てようとして移動していた際に、誤って鍋にぶつけてしまい、反動で左腕、手首付近にかけてしまい火傷を負ってしまった。	49	10109	300～499

2	10~11	工場で15mシートを広げる際に、作業スペースに置かれたストーブに足がぶつかり、加温用としてストーブ上に乗せていたタライの熱湯が右腕にかかり火傷をしてしまった。診断の結果、右腕で体全体の18%の火傷で、全治4週間になった。	47	80409	50 ~ 99
2	16~17	焼却炉のメンテナンス作業中、ハンドホールを開放した際に、中の流動砂が吹き出し、傷病部位に熱傷を負ったものである。	48	170101	10 ~ 29
2	20~21	被災者は溶解職場で、保持炉の受湯口の詰まりを除去するため、受湯口を鉄筋の丸棒で突いた。その時、受湯口へ注ぎ込んでいる溶湯が右手の革手袋の中に入り、火傷した。	24	11002	100 ~ 299
2	15~16	収穫したワカメを85~90℃位の温度の海水でボイルし、その後すぐに冷却する作業中に、お湯を張った水槽にあるゴミを網ですくおうとして前かがみになった時、バランスを崩し水槽の中に左手が入り、火傷してしまった。	30	10102	30 ~ 49
3	17~18	会社調理場で回転釜のお湯に野菜（玉ねぎ）を入れるとき、回転釜のお湯がこぼれて左足にかかってしまい、膝下を火傷した。	38	10109	30 ~ 49
3	10~11	チーズ染色現場にて染色作業中、最後の作業行程中に釜を開けた時に熱湯をかぶり、火傷を負った。	32	10204	10 ~ 29
3	13~14	飲食店（そば）のタイル敷き調理場内の食器洗い場において、お客様の飲食後の食器である1人用鍋を客席から洗い場に運び積み重ねている作業中、バランスを崩して釜に入っていた熱いお湯を自身に向けてかけてしまい、両足に熱傷を負う。	67	140201	1~ 9
3	12~13	病棟1階女室詰所内で昼休憩中、流し台にある自分のコップを取ろうとして湯沸かしポットの蒸気出口の上に右前腕部が当たり、お湯もちょうど90度から100度に沸騰中だったため火傷をしてしまった。すぐに患部を水道水で冷やそうとあてたため、上皮がはがれてしまい重症になった。	58	130101	50 ~ 99

4	13～ 14	キッチン内で、ラーメンスープを寸胴から丼ぶりにスープを入れる際に、被災社員の後方から別の社員が通過しようとしたときに接触し、90℃以上のお湯が左肘下部にかかってしまった。	51	140201	10 ～ 29
4	2～3	煮沸釜の下にある、熱湯（85℃くらい）が通っている配管があり、本来なら熱沸殺菌の工程が終わってから、外して確認する所を不注意により外してしまい熱湯が体にかかってしまった。	21	10109	50 ～ 99
4	10～ 11	ランチの蕎麦を作成するため、熱湯を入れたポットをIHに設置しようとしたところ誤って落としてしまい、本人の両足全体に熱湯が掛かってしまった。	21	140201	30 ～ 49
4	10～ 11	出汁サーバーにかけ出汁を補充する際、あやまって左腕に出汁をかけてしまい上腕を火傷した。	25	140201	10 ～ 29
4	10～ 11	給食室で園児の給食調理中に回転釜に近づいた際に、段差で足が滑り、右肘下部が釜上部に接触した。続けて転倒を防ぐために、左手で釜上部を掴んでしまい、右肘下と左手の内側を火傷した。	22	130201	30 ～ 49
5	9～ 10	ビル清掃の現場で給湯室の清掃中、電気ポットが不安定に置かれていて倒れ、右足に熱湯を浴び火傷した。	67	150101	100 ～ 299
5	14～ 15	工場内で計測機器の清掃中に、パイプ内のお湯を抜き忘れた状態で計測機器を取り外したため、パイプ内のお湯が両手にかかった。	47	10801	10 ～ 29
5	9～ 10	当社工場敷地内に設置している焼却炉（投入口48cm×33cm）にゴミと一緒に設備で使用した廃グリス（Φ30cmの20?ペール缶に八分目位）をペール缶ごと投入したあと、現場を離れて作業していたが、黒煙が昇り始めたので焼却炉に駆けつけると、投入口付近の隙間から炎が噴き出ており、慌ててバケツで水をかけた為、燃えている脂に水を注いだこととなり、それが飛び散り、逃げようとして背中を火傷した。今まで廃グリスの処理は産廃	49	11709	10 ～ 29

		業者に依頼していたため、社内で焼却処理をしたことはない。			
5	8～9	朝会終了後、一人急いで担当職場に戻り、金型の周囲に設置されている昇温機ガス栓を開け、ガスライターで点火後圧縮空気を送る栓を開けたところ、自分に向けて火が迫ってきたため避けようとしたが、顔及び右手部を受傷した。被災者は生産を早く始めようと作業責任者の指示が無いにもかかわらず、見よう見まねで作業を行った。（アルミホイール鑄造工程）	53	11502	50 ～ 99
5	8～9	朝会終了後、一人急いで担当職場に戻り、金型の周囲に設置されている昇温機ガス栓を開け、ガスライターで点火後圧縮空気を送る栓を開けたところ、自分に向けて火が迫ってきたため避けようとしたが、顔及び右手部を受傷した。被災者は生産を早く始めようと作業責任者の指示が無いにもかかわらず、見よう見まねで作業を行った。（アルミホイール鑄造工程）	53	170101	100 ～ 299
5	10～ 11	3回目の砂糖作りをしていて、3番鍋から攪拌機に黒糖汁を移してすぐ、代表者が攪拌機のスイッチを入れた時に、熱い黒糖汁が、代表者とその側を歩いていた被災者の腕にかかった。	58	10109	1～ 9
6	21～ 22	調理器具の殺菌作業中、85℃（お湯）の煮沸殺菌槽から消毒後の調理器具が入った籠を取り出す際、籠を殺菌槽にぶつけ調理器具が槽内に落下した。落ちた調理器具を取り出そうと咄嗟にニトリル手袋をした左手を湯の中に入れ、手首を火傷した。	33	10109	100 ～ 299
6	21～ 22	調理器具の殺菌作業中、85℃（お湯）の煮沸殺菌槽から消毒後の調理器具が入った籠を取り出す際、籠を殺菌槽にぶつけ調理器具が槽内に落下した。落ちた調理器具を取り出そうと咄嗟にニトリル手袋をした左手を湯の中に入れ手首を火傷した。	33	170101	30 ～ 49
6	2～3	混合ドラムの蒸気殺菌作業をしていた被災者は、作業終了後、蒸気を止め、蒸気ホースを取り外し、混合ドラムの蓋を外して内を確認しようと、顔をドラムの方へ向けた際、顔に蒸気が当たった。	54	10109	100 ～ 299
6	17～ 18	釜場でうどんを茹でていて、多くのお客様に焦ってしまい、右手と左手で別々のタモを揚げようとして、誤って左手指を釜に漬けてしまい火傷した。	22	140201	10 ～ 29

6	11~ 12	ノズル焼き処理場所にて処理中、誤って水分の付着したノズル（約9kg）を薬剤中に投入したため、左手から左肩にかかり、火傷をした。	37	10209	1~ 9
7	5~6	殺菌機3号機バランスタンクで熱水殺菌循環中に、バルブ操作間違えに気づきバルブ操作をしたところ、バランスタンクから熱水が吹き出た。右手甲、両足太ももに火傷をおった。	28	10101	100 ~ 299
7	10~11	亜鉛釜上にて作業員2名で浸漬管（亜鉛溶解用バーナー部品）の交換作業をおこなっていた。その後、新しい浸漬管をベースにセットする時に補助として被災者が加わった。作業員は浸漬管を持ち差し込もうとした際に被災者に下から支える様に伝えたが被災者は作業がしづらかったためか（推定）作業対象の反対側へまわり釜開口部付近へ移動したところ足を踏み外し亜鉛浴に足が浸かり被災した。	55	11204	300 ~ 499
7	4~5	当社工場建屋内にある鑄造場にて、アルミ溶解の出湯作業を行っていたとき、溶解炉出湯口から鑄型へ注入する分配器までを繋ぐライン（樋）に右足を落とした。事故当時、樋をまたぐ渡り階段を利用したときに、開閉式の樋点検用の蓋が開いている状態でまたいでしまい、樋の縁に足を置いた際に滑ってしまった。結果、右足裏および甲から指先、足首の部分にかけてⅢ度の熱傷を負った（範囲2%）。	38	11102	50 ~ 99
7	13~ 14	当社工場内において、木材および廃材を焼却炉に反復して出し入れする作業の中で、突然風が顔面および両手全般に触れ、その際に顔面および両手肘付近を火傷する損傷を受けた。	39	10401	10 ~ 29
7	18~ 19	厨房内洗い場にて、茹釜のお湯を捨てようとした際に、いつもより釜が傾き、手にお湯が掛かった。その際、火を消して間もない熱湯状態であったため、火傷を負った。	49	140201	1~ 9
9	20~ 21	店舗厨房内においてオーブンを使用して調理していた際にコンベクションオーブンの扉を開いた。扉が自動で閉まることに気付かなかったため扉に右肘が接触してしまい火傷を負ったものである。	18	140201	30 ~ 49
	19~	鍋から背油の煮汁を排出する時に、履いている長靴の中に煮汁が流れ込ん			30

9	20	でしまった。	25	140201	～ 49
9	3～4	サンドイッチ用の卵をゆでていて、鍋を流しに持って行く途中にけつまずいて、鍋の湯がかかりやけどをした、（足がもつれて）左手にかかった。	65	80209	1～ 9
9	11～ 12	厨房内の回転釜前、五目煮のアク取りをしている際、回転釜の溝にはまり、転倒しそうになり、体を支えようと、熱くなった釜の内側に右手をついた為、右手首内側を火傷する。	21	80209	10 ～ 29
10	9～ 10	そば茹で時の追加用の沸騰したお湯を容器にためていた時、容器が傾いて左足に熱湯をかけてしまい火傷してしまった。	43	140201	10 ～ 29
11	9～ 10	ランチ用のお茶をヤカンで沸かし、調理場からヤカンを持って出る際、段差に躓き腕と足に沸騰したばかりのお茶が全部かかってしまった。	55	140201	1～ 9
12	14～15	調理室において清掃をしている際、湯を溜めた釜を固定するストッパーを外した状態で作業をしており、よそ見をしている間に水の重さで釜が傾き、熱湯がこぼれ、長靴の中に入り込み、両足首付近に火傷を負った。	60	10109	500 ～ 999
12	3～4	バスタブランチャー横殺菌シンクから熱湯を桶にて汲み上げた際、前掛けが腰ひも部分で手繰り上がった状態になっており、長靴の上まで前掛けの裾が上がった状態に被災者は気づいていなかった。熱湯を汲み上げた際に桶がシンクの縁に引っかかり、熱湯が被災者にこぼれてきて、前掛けを伝い両足の長靴内に入った。	54	10109	100 ～ 299
12	18～19	作業が終わって清掃しようと、バケツにお湯を入れ、蛇口を閉めたとき、誤ってお湯がこぼれ、右腰部分にかかった。	49	10104	100 ～ 299
12	18～19	作業後に清掃する際、バケツにお湯を入れ、蛇口を閉めたとき、誤ってお湯をこぼし、右腰にかかってしまった。	49	170101	30 ～ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_08.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html)